

岩手県告示第456号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定したいので、その旨告示する。

令和7年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 九戸村折爪岳鳥獣保護区
- 2 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と九戸郡九戸村と九戸郡軽米町の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み村道江刺家福岡線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道長興寺二戸線との交点に至り、同点から同村道を西に進み九戸郡九戸村と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み九戸郡九戸村と九戸郡軽米町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 令和7年11月1日から令和17年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 この地域は、アカマツを中心とした下層植生の豊かな人工林と稜線付近及び溪流沿いのブナ、コナラ、クリなどの広葉樹により森林性の野生鳥獣の良好な生息環境となっている。

また、本地域を含む折爪岳一帯は折爪馬仙峡県立自然公園に指定されており、オートキャンプ場、展望台、遊歩道なども整備され、県民の自然教育、憩いの場として貴重な地域となっている。

このことから、今回区域を見直しの上、改めて指定することとし、引き続き鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害や人身事故の発生等の際の有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和7年7月22日から同年8月5日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課並びに県北広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター